

佐藤浩雄君 無所属の会の佐藤浩雄です。

知事の地方自治に対する考え方と政治姿勢についてお伺いいたします。

6月定例会では、私たち無所属議員として扱われている7名の議員のうち、4名が一般質問を希望いたしました。無所属であることを理由に2名が質問させられませんでした。この事実は、主権者である県民をも否定するものであり、断じて認められません。強く抗議するものです。

私たち無所属の会は、昨年4月の県議選を終え、県議会に帰ってきたら無所属の会は会派でないと、自由民主党によって強行されました。私たち無所属の会は、公職選挙法でも、政治資金規正法でも、政治団体として認められ、無所属の会として選挙を行い、全員当選いたしました。県議会議員になったら、別な会派に入ったり、別な会派名を名乗ったら選んだ選挙民への裏切り行為であり、許されるわけはありません。

なぜ、公職選挙法などの法律で認められて、当選してきた県議会議員が議会内要綱で否定をされるのでしょうか。法理論上も矛盾しており、まさに選んだ主権者である県民をも否定している行為で、許されるわけはありません。

まして、国会にも無所属の会があったときもあり、他の会派と同じであります。自由民主党が問題にしている党議拘束をしないことは、私たち無所属の会が最初ではなく、新潟県を発展させるみらいの会も先にやっており、しかも私たちが党議拘束をしないで、6年間活動してきていても、自由民主党自身が問題にしなかったことを急に持ち出したことは、自由民主党自身の主張と行動が自己矛盾しており、県民だけ一人納得できるはずがありません。

その後、私たちが提出した議会制民主主義を暴力によって破壊する長崎市長射殺事件に対する抗議の決議は、会派でないことを理由に否定されました。今回、長崎市長射殺犯が銃で、しかも背後から射殺し、発言を封ざることが民主主義の否定・破壊であることから、死刑判決を受けており、この事件がいかに重大な意味を持っているか証明されています。

こうした議会の存在、議会の命にかかわる重大な事件でさえ、会派でないと勝手に判断し、数の力で強引に否定しています。

また、3月18日、自由民主党は、単独強行採決により、無所属議員を1年に1回のみ質問にすることを決定いたしました。しかもその後、質問の割り振りなど、無所属議員として取り扱われている議員の意見を一切聞かず、勝手に決めており、主権者である県民を二重、三重に否定しております。

言うまでもなく、地方自治は地方自治体みずから考え、みずから決定し、行動する団体であります。また、新潟県の主権者は新潟県民であり、知事と県議会議員は、直接選挙で選ばれる二代表制をとっており、知事と県民の代表である議会によって支えられ、コントロールされるものであり、議会は選んだ主権者の県民の多様な意見を反映されなければならず、いつでも自由な発言や質問を保障しなければ、主権者である県民を否定することになり、県議会の自殺行為であります。

また、地方分権時代を迎え、全国的には主権者の多様な意見を政策決定に反映するために、議会改革を行っております。例えば、三重県のように知事の専決処分を許さず、議員の発言を保障するために、会期を230日とし、議員の質問はいつでも行うことができ、文書質問も行っており、所属常任委員会も複数化するなど、主権者の県民の意見を県政に反映するために改革を進めています。

したがって、3月18日の議会運営委員会の自由民主党の強行採決による無所属議員の質問回数制限は、地方自治の二代表制を否定するばかりでなく、主権者である県民をも否定する行為であり、地方自治を否定するものと考えます。

また、1人区の多い新潟県では、年1回と決められた定例会本会議での質問では、天災や社会的、経済的、政治的激動が発生したとき、主権者の意見を反映できないことは明確であり、主権者の県民を否定しています。主権者の自由な意見を封鎖するような自治体では、健全な発展は望めません。こうした県議会の事態を知事はどのように考えているのか、お伺いします。

また、二代表制は人事権、予算調製権、執行権、契約権、議会招集権、議会解散権までの大統領的な巨大な権能を持つ知事や市町村長などの独断や暴走を制御するためにつくられている制度であり、議会の監視機能の発揮が求められています。

私は、朱鷺メッセ連絡橋崩落事故の真相究明を行い、大変貴重な経験と勉強をさせていただきました。知事選挙の告示1週間前に着工された朱鷺メッセ連絡橋が、完成後わずか半年で雪も風もない日に落下しました。幸い橋の上の1人の男性は、電話中でしたが、携帯電話や荷物を捨てて、奇跡的に逃げられました。しかも、連絡橋の下の道路には、自動車も走っていなかったために、命が失われなかった奇跡のような事故でした。

もし、多数の通行人がいて、また下に自動車が走っていたら、多くの人命や財産が失われた重大な事件でありました。しかし、不思議なことに、重大な事件である朱鷺メッセ連絡橋崩落事故の真相究明を本会議場で質問したのは、私1人でした。私1人で真相究明を求めて、2年以上連続して質問させていただきました。

この間、私の朱鷺メッセ連絡橋崩落事故の真相を求める質問に対し、朱鷺メッセ連絡橋崩落事故の質問をやめるとの電話が何回も来ました。男が質問をやめると私の自宅にも参りました。また、ほかの議員からも質問

をやめると私は迫られています。こうした悪質な質問妨害を受ければ受けるほど、私は朱鷺メッセ連絡橋落下事故は、事故でなく、背後に犯罪性のある事件であることを確信し、非常に怖かったのですが、真相究明を続行しました。

質問の最初の答弁では、構造計算書は事故調査委員会の調査に影響を与えるために、あるともないとも言えないという答弁でした。その後、追及を続けると、最初の構造計算書が誤っていたため、訂正させたら、次の構造計算書も誤りがあり、再度訂正させたら、最初の構造計算書がなくなっていたとの答弁でした。

そして、平成16年3月8日の知事の「結果として、構造計算書のチェックのないまま計画通知を行うなど、建築行政を執行する県として安全確認を怠ったことは、適正を欠く対応であったと認識しております」との答弁どおり、構造計算書がありませんでした。

このことについて就任直後の泉田知事も、私の質問にこう答えています。「知事に就任してからこの話を聞いて、正直言ってあきれいています。建築確認をする際に、構造計算書の添付がないまま着工されているとは一体どういうことなのか。これは、県民に申し開きのできない事象であると考えています。」「そもそも、構造計算書を見ないで計画通知を出すなど、行政運営の仕方が指弾されても仕方がないと思っています。そういう意識で行政をやっていて、県民の安心と安全が守れるわけがない。やはり正していかなければならない。そういう体質がここだけなのかという疑問を禁じ得ない重大な課題であると思っています」と答弁しているように、まさに県民の命と財産が危機に瀕するような重大な行為が行政によって行われており、今後も行われる可能性があることを証明しており、これを監視する重大な機能が県議会、いや、県議会議員一人一人に与えられているのです。

もし、今回自由民主党が強行採決したように、無所属議員が議会で年1回だけしか質問が許されないとしたら、朱鷺メッセ連絡橋崩落事故の真相究明はできなかったことは明確です。大会派に所属せず、党議拘束をせず、最終的には議員一人一人が県民に責任を持つ無所属の会の議員であったからこそ、真相究明ができたのであり、議員一人一人の質問がいかに大切であるか、身をもって勉強させられ、証明することができました。

今回、自由民主党が強行採決した1人の議員の質問を年1回にするという決定が、いかに議会の監視、チェック機能を否定し、議員自身の任務と機能を否定しているか、私の朱鷺メッセ連絡橋崩落事故真相究明のわずかな経験でも証明されます。

まして、最近では地震が連続して起きたり、地球温暖化で異常な天候が続いたり、また地方分権時代を迎え、道州制が提案されたり、国内自治体間同士の相互援助協定や自治体外交権問題や年金問題、医療福祉問題など、国家にかかわる重大問題がいや応なしに自治体の問題として飛び込んできている中で、すべての議員が1年に1回質問すればいいなどと発想すること自体、主権者である県民を否定し、地方自治を否定し、議会の監視機能を否定するものであり、根本的で完全な誤りであります。

知事は、主権者である県民の命と財産を守るためにつくられた議会・議員の監視機能をどのように考えているのかお伺いしたい。

また、知事答弁でも明らかなように、朱鷺メッセ連絡橋崩落事故は、構造計算書なしで着工した重大な犯罪でありましたが、私のつたない経験でも、本会議場での何の制約もない一般質問の重大な意義と議員1人の質問・発言は、議会の主権者である県民の意見であり、監視機能そのものであり、この機能は極めて重大だと考えています。

私は、去る4月11日に行われた全国自治体議会改革シンポジウムに出席し、講師の片山前鳥取県知事に新潟県議会の質問制限についてお聞きしましたところ、「議会は魚河岸のようなものであり、二元代表制の中で多様な意見を裏取引のない公開の議場で発言し、最も正しいと思われる意見が決まるがゆえに県民も納得する。鳥取県議会では、無所属議員はもちろん、自由民主党も質問したい議員は、全員が質問している。また、議会の監視機能からも保障されるべきである」との答弁をいただきました。また、「総務大臣に直接訴えてはどうか」などの御指導もいただきました。

したがって、議会は二元代表制のもとで、多様な意見を公開で発言する場であり、すべての議員の発言は保障されるべきであると私は自信と確信を持っているわけです。

したがって、3月18日の自由民主党の単独強行採決による、すべての議員が年1回質問するという考え方に基づく無所属議員は年間で決められたとき1回しか質問できないという決定は、地方自治の二元代表制を否定し、議会の監視機能をみずから否定するものと考え、二元代表制の県民の一方の代表である知事はどのようにお考えか、重ねてお伺いしたい。

また、3月19日の新潟日報に、大きく「監視能力保持に懸念」と報道されており、県民も大変心配していることが報道されています。

ところが、驚くことに同じ記事の中に「県幹部の一人が、それはよかったと歓迎した」と報道されており、失望いたしました。しかし、この問題が主権在民や議会の監視機能、二元代表制の根幹に触れる問題だけに見過すことができない重大な発言と受けとめました。

この県幹部が真剣に地方自治と新潟県の発展を考えているのか、疑問を持つとともに、泉田知事の朱鷺メッセ連絡橋崩落事故に対する発言を真っ向から否定する発言だけに、怒りを感じてまいりました。幹部のこうした発言は、県職員全体が同じ発想を持っていると県民に受け取られ、100%まじめな県職員全体の評価を損な

つものであります。

また、幹部がこのような考えを持っていることは、部下の職員にも影響を与え、県庁組織全体が県議会に対して同じ考えを持つようになることにつながりかねません。県では、幹部職員に対して意識改革のためにトップマネジメントセミナーなどの取り組みを行っていると聞いております。主権在民や議会の監視機能、二元代表制など、県議会と執行部の関係については、緊張関係がなくてはなりません。県幹部職員の発言だけに、重大な意味があります。

改めて、幹部職員に対し、地方自治の基本原則についても啓発し、指導し、意識改革が必要だと考えますが、県幹部の資質が問われる問題です。知事は、どのようにお考えか、お伺いします。

次に、国家財政健全化法、財政システム改革法の制定についてお伺いします。

国は、夕張市の財政破綻を利用し、地方分権21世紀ビジョンなどが、護送船団方式により国が何とかしてくれるという神話が財政規律の緩みにながった面は否定できないと、再生型破綻法制の早期整備を提起していた地方財政健全化法の検討は、平成18年に入り、「新しい地方財政再生制度研究会」が一挙に11回の研究会を開き、12月には報告書として「新しい地方財政制度の整備について」をまとめ、平成19年3月に法案が国会に提出されたものであります。

しかも、地方自治体財政がどのような状況になったら健全化基準なのか、再生基準なのか、またストック・フローの数値を計算するための公会計改革の内容も明確化せず、地方団体の意見も聞かず、ただただ、地方財政の歳出削減のために決めたと断言してもいいような、まさに夕張ショックを利用した自治体財政健全化法の決め方でありました。

したがって、地方公共団体に財政の健全化を求めるなら、本来地方財政計画によって、完全な財政保障の上に成り立ってきた地方財政を、なぜ夕張市のような財政破綻を生み出すような財政政策を国家が行ってきたのかをまず明確にしなければ、本質的な解決にならないのに、国は財政構造改革法を凍結したまま、裁量的財政政策をとり、地方自治体を国家の一機関とみなし、景気浮揚策の道具に使い、公共事業の起債の返済を地方交付税の基準財政需要額にカウントするやり方で、どんどん地方財政に借金をふやしてまいりました。

交付税特別会計の収支差を放置し、交付税率を改正せず、地方交付税法第6条の3の第2項の違反を實質15年続け、交付税特別会計の借入れを53兆円もつくり、交付税特別会計を完全な破綻状態にしてきたのは、政府であります。

また、交付税特別会計借入金の地方分33兆円の返済を繰り返し延べしながら、三位一体改革の美名のもと、交付税総額を平成16年から18年度まで5兆1,000億円も減らし、地方公共団体の財政を危機的な姿にしてきたのです。

さらに、今年度はふるさと納税やあるいは地方再生対策費として、地方税を地方に配るという地方分権を否定するやり方で地方財政を圧迫してきています。

しかるに、政府は国家財政健全化のために、具体的な法律をつくるわけではなく、せいぜい骨太方針で歳出削減を行うと決め、何の法的根拠もない2010年代初頭には、プライマリーバランスをとるという、だれも責任を負わない方針を決めているにすぎません。

こうした結果、平成19年度末には国の債務は892兆円に、地方の長期債務199兆円を加えると、1,058兆円となっており、対GDP比203%という、まさに危機的な姿になってきてしまっています。

また、財政制度等審議会に提出されている一般会計の長期試算では、2025年にはプライマリーバランス赤字は27兆円程度で、長期債務残高は1,534兆円とされており、財政の維持可能性は、維持できないことは明白です。現在の世界経済は、サブプライムローン問題と食料や資源の値上がりによる資源インフレと開発途上国の工業化・IT化により、世界経済が恐慌に陥るとの分析や、日本経済は不安定化を増し、果たして日本の産業が変革し、経済がこの難局を乗り越えられるかという厳しい見方が出されています。

こうした厳しい経済の中で、規律化できていない財政が再び安易に使用される可能性が強く感じられます。また、既に基幹税である消費税の増税を福田総理自身が発言しており、基幹税の増税は日本の財政が破綻していることを逆証明しております。結局は、財政赤字は国民負担になることを証明しているのです。

したがって、国家財政の裁量的財政政策によって、国民や地方財政が危機的な事態を迎えないよう、国家財政健全化法と財政システム改革法により、国家財政を規律化しなければなりません。

そこでお伺いします。我が国においても、ニュージーランドの財政責任法、イギリスの財政安定化規律、オーストラリアの予算公正憲章法などのように、政府が財政ルール・目標を設定し、その達成を公約することや中期財政フレームを確立し、3年から4年先の支出上限を設定するなど、支出ルールの導入と予算編成プログラム改革を内容とする法律を整備し、国家財政の規律を確立していくべきと考えますが、知事の御見解をお伺いいたします。

次に、我が国の公会計は依然として単式簿記・現金主義であり、1,058兆円もの長期債務を的確に把握することも不可能であり、特別会計や企業会計なども国民の目から完全に隠れ、官僚の利益のために使われているとしか思えない会計すらあります。

こうした国際社会から決定的におくれている公会計制度の結果、年金問題が発生しているのであり、もし日本が発生主義の公会計で年金会計が把握をされていたら、今回の失われた年金問題のような事件は、起こりよ

うがないと考えると、公会計制度改革を急がなくてはなりません。

そこでお伺いします。国は、発生主義に基づく財務諸表の導入やストック指標による将来負担の明確化などを内容とする財政システム改革のための法律を整備し、国家財政の透明化を図るべきと考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

最後に、地方財政を危機に追い込んでいく国に対し、国はまず国家財政の健全化・規律化を確立すべきであり、知事は国に対してそのための法整備を求めて、明確に意見を言うべきと考えます。そのための一つの例として、国家財政健全化法及び財政システム改革法案の原案、佐藤浩雄私案ですが、これですが、作成してみました。後で知事にも差し上げますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。そして、国に働きかけていただきたいと思います。

次に、新潟県財政システム改革条例の制定についてお伺いします。

私は、2月定例会で新潟県財政システム改革条例の基本原則と条例制定について知事にお伺いいたしました。我が県財政も、国の裁量的財政政策の結果、経済に最も悪いというストップ・アンド・ゴー政策が10年で8回も出現しており、中期財政フレームや目標、予算編成プログラム改革が必要です。予算編成に先立ち、予算編成方針を議会に提出させたり、予算に伴い、知事と部局長との契約の公表や将来世代への負担金枠を明示させること、決算では知事と部局長が契約で明らかにした数値目標が達成されたかの事務事業評価や政策評価、また決算の不承認は知事や長の不信任に値することを明示した財政システムを改革する条例を策定すべきと考えます。

神保副知事を長とする会計制度改革会議もできたことですから、財政システム改革条例を直ちに取り組んでほしいと考えます。私は、財政システム改革条例の原則を次のように考えています。知事のお考えをお伺いします。

第1に、知事の政治的なコミットメントです。予算は、希少資源配分の政治的意思決定であり、知事や副知事が予算編成方針や財政ルール・目標を決定し、それを県民に約束する制度とすべきです。知事のお考えをお伺いします。

第2に、予算編成は県民の税という希少資源を受け取った瞬間から、知事には受託責任と説明責任が発生し、決算の承認をもって受託責任と説明責任から解放されたと考えるべきです。したがって、予算編成方針を議会に提出し、承認を受けるべきです。

また、予算の否決や決算の不承認は、長の不信任とすべきです。こうした原則を確立すべきと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

第3に、財政規律の確立については、財政ルール・目標、中期財政フレーム、予算編成プロセス、マネジメント改革の確立が必要であり、原則を条例化すべきです。また、中期財政フレームなどの制度は、天災や社会的・経済的激動のときも、的確に対応しなければならないことから、財政政策の事前・途中・事後評価を的確に行い、財政政策の透明性を高め、財政情報を関係者ばかりでなく、全県民にも伝え、批判を仰ぐべきであり、そうした原則も確立すべきですが、知事のお考えをお伺いします。

第4に、単式簿記・現金主義では、我が県の2兆円を超える県債残高や退職手当や債務負担行為などの隠れ借金や特別会計の基金などが正確に把握できません。知事の考えからすると、国際基準のSNAやGFS規格に合致する公会計システム改革を原則とすべきと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

第5に、フロー・ストックのマクロルールや時間基準の原則です。我が県は、プライマリーバランス赤字を平均800億円も続けており、フロー・ストックの平均の限界を決めるべきと考えます。また、累積純債務を返済可能金額で割った償還可能年限と政治経済学的見地から、予算という政治決定に参加をしていない将来世代の県民の人権を守るために、時間基準を20年と決めるべきだと考えます。知事のお考えをお伺いします。

第6に、財政指標の確立です。地方財政健全化法は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の指標が使用され、健全化判断比率と再生判断比率の数値が財政健全化計画や財政再生計画を決定することが定められております。

しかし、我が県財政の現実と財政の取り巻く厳しい情勢を分析すると、これらの指標のみの財政情報では不十分と考えます。経費硬直率、財政調整基金充足率、経常収支比率などの指標も加えて、的確に県財政の状況を県民が判断できるようにすべきと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

そこで、前述の6点の原則を入れた新潟県財政システム改革条例案の原則案、これですけれども、作成してみました。これも後で知事に差し上げますので、御検討いただきたいと思います。

さきに提案した凍結されている財政構造改革法及び財政システム改革法と一体となって運用されるべきものと考えます。特に、夕張市の財政破綻以来、国民は地方財政に対しても厳しい監視の目を向けております。また、大阪府の橋下知事の大阪維新プログラムも注目を集めております。国が財政規律の確立と財政システム改革を実行しなければ、我が県がまず実行し、国に迫るべきだと考えます。

以上を申し上げて、私の一般質問を終わります。

〔知事泉田裕彦君登壇〕（拍手）

総務管理部長（白倉哲男君） 3点についてお答えいたします。

予算編成方針の議会提案や予算否決、決算不認定の取り扱いについてであります。2月定例会で知事がお答えしたとおり、地方自治法において、予算編成は長の権限と位置づけられており、予算編成方針について、議会の議決を求めることはできないと有権解釈されております。

また、長に対する不信任の手続は、地方自治法において、特別多数による同意を要することとされており、予算や決算に対する議決が過半数の同意で足りることと比較すれば、議会における予算や決算の否認は、知事の不信任とは明確に異なります。

次に、財政ルール等の設定についてであります。2月定例会で知事がお答えしたとおり、県財政の運営は、経済状況や地方財政対策など、多くの要素に左右されることから、確定的な将来試算は困難であり、固定的な中長期の目標の設定に大きな意味はないと考えております。

次に、財政状況に関する新たな指標についてであります。これまでの定例会でお答えしてきたとおり、財政状況を的確に表示するためには、議員御指摘のような新たな指標を設定するのではなく、複式簿記・発生主義による財務諸表を整備することが重要と考えております。

県民の皆様にはわかりやすく財政状況をお伝えできるよう、財務諸表の整備に取り組んでまいります。

〔佐藤浩雄君登壇〕